

第13回

やまと

終活クイズ

- 問題の解答を本用紙に直接記入してください。
- 解答後、氏名・住所を記入いただき、本用紙を「人生100年推進課」へ送付いただくと、解説とともに返却します。（参加賞もお楽しみに！）

【対象】 市内在住者
【解答締め切り】 7月31日(水)必着
【クイズの送付先】 〒242-8601 人生100年推進課
【問合せ】 TEL:046-260-5622

解答者住所	〒242- 大和市
解答者氏名	


100

※ 答案の送付などに必要ですので、正確にご記入ください。

<1問10点・40点満点>

第1問

「A」から「D」にあてはまる言葉をひとつずつ
□の中にいれて、しりとりを完成させましょう。

A

ハ	カ	ジ	マ	イ
---	---	---	---	---

B

イ	エ	イ
---	---	---

C

イ	シ	ヒ	ヨ	ウ	ジ
---	---	---	---	---	---

D

ジ	ヒ	ツ
---	---	---

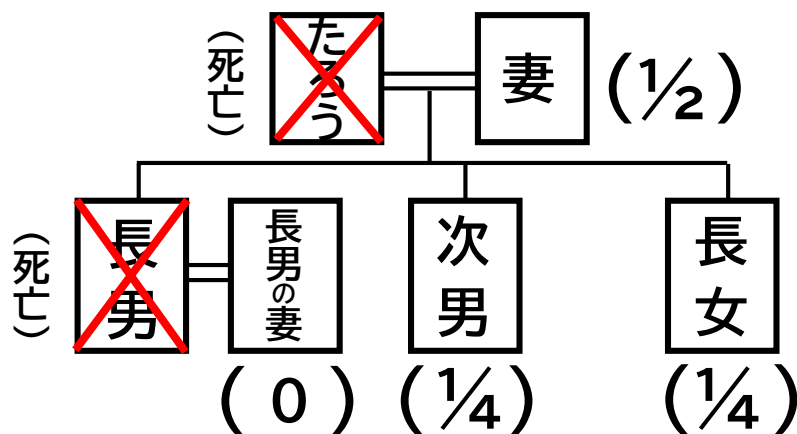
 ショウショユイゴン
証書遺言

【ヒント】

- A. 遺骨を取り出して、墓石を撤去し、お墓を片付けること。
- B. 葬儀の時に飾る写真。素敵な写真を準備しておきましょう！
- C. 自分の考え、思いを相手に示すこと。生前に自分の考えをまとめておくことは大事ですね。
- D. 自分(遺言者)で遺言の全文、日付、氏名を手書きし、押印する遺言書。

第2問

下の家族図で「たろう」が亡くなった場合の相続割合を考えてみましょう。ヒントを参考に()に数字をいれましょう。数字は複数回使用してもOKです。※遺言書はなし。法定相続の場合。



【ヒント】

- ★ 使用する数字は「0, 1/2, 1/4」
- ★ ()の数字を全て足すと「1」になる。

【解説】

① 誰が相続人であるかを考えましょう。

亡くなった方の配偶者は常に相続人となり、子がいる場合は、“配属者”と“子”が相続人となります。今回の場合は、「妻」と「次男」「長女」の3人が、相続人です。

② 遺産をどのように分けるのか、相続割合(法定相続分)を考えましょう。

“配偶者”と“子”で遺産を分けると、それぞれ1/2。“子”が複数いる場合は、人数に応じて均等に分けます。よって、「妻」の相続割合は「1/2」、「次男」「長女」はそれぞれ「1/4」です。「長男の妻」は法定相続人ではないので、「0」です。

※ 相続人全員が同意すれば、上記と異なる割合で相続が可能です。

※ 遺言書があれば、その内容が優先されます。



第3問

解答を「○」または「×」で記入しましょう。<1問10点・40点満点>

問1

大和市では終活コンシェルジュが、皆さんの終活についてのご相談を受けています。回数制限はありませんので、お気軽にご相談ください。(相談は予約制で受け付けています。)

○

問2

「後見人は裁判所が選ぶ」が間違いです。任意後見制度とは、十分な判断能力があるうちに、判断能力の低下に備えて、自ら後見人を選ぶ、制度です。

×

問3

承継者を必要としない永代供養墓は、子供のいない夫婦やひとり身の方に多く利用されてきましたが、近年、子供はいるけども、死後に負担をかけたくないという理由や、子供が海外に永住したなどの理由で選ばれることもあるようです。

○

問4

エンディングノートに年齢制限はありませんので、何歳から書いてもOKです。一度でノート全てを埋める必要はありませんが、書いたら終わりにせず、加筆修正を繰り返しながら、ご自身の考えを家族や友人に共有することが大切です。

×